

【企業庁】

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
|-----------|-------------|--|---|
| 特殊現場作業手当 | 当該業務に従事する職員 | (1) ダム建設について特に危険な作業又はその指導監督 (2) トンネルの坑内における作業又はその指導監督 (3) 地上若しくは低水位の水面上10mを超える高所又はしゅん険な崖のうち、特に危険な場所における作業又はその指導監督 (4) 地表面下4m以上の深所における作業又はその指導監督 | 日額 330円 (1)及び(3)で地上又は低水位の水面上20mを超える箇所で行われたときは430円) |
| 水上作業手当 | 当該業務に従事する職員 | 水上における船舶を利用して行う浮遊物の除去作業、水質調査のための採水作業及び灯浮標の管理業務のうち、企業庁長の指定したもの | 日額 280円 |
| 用地取得等交渉手当 | 地方機関に勤務する職員 | 庁舎外における用地の取得若しくは使用又は補償のための交渉 | 日額 700円 (正規の勤務時間外(休日の正規の勤務時間を含む)に交渉した場合800円を加算) |
| 発電業務手当 | 当該業務に従事する職員 | 発電所における水力発電に関する保守及び監視の業務 | 日額 300円 |
| 水道業務手当 | 当該業務に従事する職員 | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が、午後10時から翌日の午前5時までの間において行われる水道用水又は工業用水の供給に関する機械および施設の運転・保守・監視の業務 | 1勤務 770円 (1人勤務の場合 960円) |
| 管路巡視等作業手当 | 当該業務に従事する職員 | 水道用水又は工業用水の供給に関する管路の保守及び巡視並びに水源池の管理の現場作業 | 日額 200円 |
| 水質検査作業手当 | 当該業務に従事する職員 | 水質検査作業のうち、毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う加熱分解又は抽出の作業 | 日額 280円 |

【病院局】

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
|------------|---|--|--|
| 精神結核保健業務手当 | 当該業務に従事する職員 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による調査若しくは診察、診察の立ち会い又は入院措置をするための護送 | 日額 330円 |
| 放射線作業手当 | 当該業務に従事する職員 | (1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務 (2) 放射性物質を用いた撮影及び治療業務 | 日額 900円 (1ヶ月当たりの放射線被ばく量が基準以上の場合、別途月額7,000円) |
| 結核病棟等勤務手当 | (1) 病院に勤務する医師、保育士若しくは作業療法士である職員又は看護業務の補助に従事する職員 | (1) 結核病棟、感染症病棟、精神科病棟における結核患者、感染症患者又は精神科患者の診察、保育若しくは作業療法又は看護業務の補助 | 1日につき、給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額に4/100を乗じた額に次の調整数を乗じた額を21で除して得た額 (1) 院長の職にある医師、自動車運転員、洗濯長、主任洗濯員又は洗濯員 …1 (2) 上記以外の医師、保育士若しくは作業療法士又は看護業務の補助に従事する職員 …2 |
| | (2) 県立淡路病院に勤務する自動車運転員 | (2) 精神科患者を輸送するための自動車運転の業務 | |
| | (3) 県立光風病院・柏原病院の洗濯長、主任洗濯員又は洗濯員 | (3) 洗濯の業務 | |
| 感染症防疫作業手当 | 当該業務に従事する職員 | 感染症患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件の処理 | 日額 300円 |
| 衛生検査作業手当 | 当該業務に従事する職員 | (1) 人体から採取した検体の検査 | 日額 900円 (補助業務：日額300円) |
| | | (2) (1)の補助作業 | |
| 解剖等作業手当 | 職員（医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員を除く） | 人の死体の解剖補助作業 | 日額 1,600円 |
| 看護業務手当 | 病院に勤務する看護師、准看護師 | (1) 光風病院及びその他の病院の結核病棟等における結核病患者、感染症患者又は精神科患者の看護業務 | (1) 月額 21,500円 |
| | | (2) ICU（集中治療室）等における重症患者の看護業務 | (2) 月額 6,500円 |
| 精神科病院勤務手当 | 光風病院に勤務する職員で精神科患者に接することを常例とする者 | — | 月額 4,400円 |
| 教務手当 | 次の学校に勤務する職員 ・柏原看護専門学校 ・淡路看護専門学校 | 入所中の講習生等に対する実習、授業その他の教務 | 月額 26,100円 |

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
|------------|-------------------------------|--|---|
| 夜間看護等手当 | 病院に勤務する看護師(看護業務の補助に従事する者を含む)等 | (1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時までの間)に行われる看護等の業務 | 深夜の一部を含む勤務 ・深夜勤務が4時間以上 1回 3,500円 ・深夜勤務が2時間以上4時間未満 1回 3,100円 ・深夜勤務が2時間未満 1回 2,200円 深夜の全部を含む勤務 1回 6,800円 |
| | | (2) 勤務の一部又は全部が12月29日から翌年の1月3日までの間の日において行われる業務 | 勤務 1回 3,500円 宿日直 1回 3,100円 |
| 交代制変則勤務等手当 | 当該業務に従事する職員 | (1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前7時までの間において行われる業務 | (1) 2時間未満 1回 500円 2時間以上 1回 600円 全時間 1回 1,100円 |
| | | (2) 正規の勤務時間以外の時間に行われる救急医療その他管理者の指定する業務 | (2) 1回 1,620円 |
| 診療応援手当 | 医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員 | 県立病院相互の間等で行う診療の応援の業務(入院患者の病状の急変等に対処するための当直勤務を含む。) | (1) 当直勤務以外 従事時間数 3時間以上 1回 15,000円 3時間未満 1回 9,000円 (2) 当直勤務 従事時間数 5時間以上 1回 7,000円 5時間未満 1回 3,500円 |

【教育委員会】

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
|------------|---|---|---|
| 特殊業務手当 | 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務する職員 | 次の業務で、心身に著しい負担を与えると認めるもの (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ①非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 ②非常災害時における学校に設置された避難所の運営等の救助の業務 ③児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ④児童又は生徒に対する緊急の補導業務 (2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、又は週休日若しくは休日等に行うもの (4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は半日勤務時間を割り振られている日に行うもの (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務 | (1) ①日額 3,200円 重大な災害で、週休日又は休日等の場合 4,000円 (8時間を超えた場合 2,000円加算) ②人事委員会の承認を得て規則で定める額 ③日額 3,000円 ④ " 3,000円 (2) 日額 2,000円 (3) " 1,700円 (4) " 1,200円 (5) " 900円 |
| 教育業務連絡調整手当 | 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務する教諭のうち、その職務が困難である職務を担当する主任等 | (1) 主任等で、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言 (2) 市若しくは町又は組合の教育委員会が定める学校の管理運営に関する教育委員会規則の規定により置かれる主任等で(1)と同様の職務 | 日額 200円 |
| 多学年学級担当手当 | 小学校又は中学校の2の学年児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導を担当する職員 | - | 日額 290円 |
| 夜間学級担当手当 | 夜間学級を置く中学校に勤務する教頭、教諭及び助教諭である職員のうち、夜間に勤務することを本務とする職員 | - | 給料（教職調整額を含む）月額10/100 （管理職手当を受ける者は8/100） |

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
|------------|---|--|---------------------------------|
| 昼夜間等兼務手当 | 当該業務に従事する教頭、教諭及び講師 | (1) 昼間課程の授業を本務とする者 夜間課程の授業又は通信教育の面接指導の業務 (2) 夜間課程の授業を本務とする者 昼間課程の授業又は通信教育の面接指導の業務 | 1時間 2,800円 |
| 舎監手当 | 正規の勤務時間以外の時間に特別支援学校又は高等学校の寄宿舎において舎監として舎務に1時間以上従事した昼間課程又は夜間課程の授業を本務とする職員 | (1) 特別支援学校の舎監業務 (2) 高等学校の舎監業務 | (1) 1回 2,000円 (2) " 1,200円 |
| 農業実習指導手当 | 農業に関する学科を置く高等学校に勤務する職員 | 宿直勤務又は日直勤務中における農業実習についての生徒の指導 | 1回 1,100円 (業務が5時間未満の場合 550円) |
| 夜間定時制勤務手当 | 県立高等学校に勤務する事務職員のうち、夜間課程を置く高等学校に勤務する者で正規の勤務時間が夜間にあるもの | 夜間課程の業務 | 日額 250円 |
| 特別支援学校業務手当 | 行政職員等のうち特別支援学校に勤務する者 | 児童及び生徒の教育に付随する業務 | 月額 4,700円 |

【警察本部】

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
|--------------------|--------------------------------------|--|---|
| 1号 刑事作業 | (1) 捜査本部において当該作業に専従する職員として登録した者 | 犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業 | (1) ・捜査本部が設置されてから30日間 日額 840円 ・その他の期間 日額 560円 (2) 日額 560円 |
| | (2) 当該作業に従事する職員 (1)を除く。 | | |
| 1号の2 銃砲等特別作業 | 当該作業に従事する職員 | (1) 現に被疑者が銃砲又は爆発物（以下「銃砲等」という。）を使用している事件現場における犯罪の捜査又は被疑者の逮捕の作業 | (1) ・固定配置以外の場合 日額 1,640円 ・固定配置の場合 日額 1,100円 |
| | | (2) 現に銃砲等を所持する被疑者の逮捕の作業 (1)を除く。） | (2) ・固定配置以外の場合 日額 1,100円 ・固定配置の場合 日額 820円 |
| | | (3) 銃砲等が使用された暴力団抗争事件において固定配置による犯罪の予防の作業 | (3) 日額 820円 |
| 1号の3 海外犯罪情報収集作業 | 当該作業に従事する職員として警察本部長が指定する者 | 犯罪情報の海外における収集作業 | 日額 1,100円 |
| 2号 鑑識作業 | (1) 当該作業に専従する職員として登録した者 | 指紋、手口、足こん跡、写真等を利用して行う犯罪鑑識又は理化学、法医学、心理学若しくは銃器弾薬等の知識を利用して行う鑑定の作業 | 現場鑑識 日額 560円 その他の鑑識 日額 280円 |
| | (2) 突発事件・事故に伴う緊急呼出しを受けて夜間処理作業に従事する職員 | | |
| 3号 自動二輪車等運転作業 | 当該作業に専従する職員として登録した者 | 高速道路等以外の道路における交通取締用自動車及び無線自動車の運転作業（交通捜査作業に該当するものを除く。） | (1) 自動二輪車の運転 日額 560円 (2) 無線自動車の運転 日額 420円 |
| 4号 特殊車運転作業 | 当該作業に専従する職員として登録した者 | 運転免許試験場の施設外において行う運転免許試験車の運転作業 | 日額 300円 |

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
|------------------------|--|---|---|
| 5号 警察用船舶運航 作業 | 当該作業に専従する者 | 警察用船舶の運航作業 | 日額 250円 |
| 6号 交通捜査作業 | (1) 当該作業に専従する職員として登録した者 (2) 突発事件・事故に伴う緊急呼出しを受けて夜間処理作業に従事する職員のうち、次の作業に専従する職員として登録した者 ア 交通取締用自動車及び無線自動車の運転 イ 警ら | 道路上における交通事件事故の捜査及び取締りの作業、道路上における交通整理、歩行者の保護活動、渋滞時の交通誘導、緊急時の避難誘導等の作業 | 日額 高速道路等 ・夜間の交通捜査 1,260円 ・昼間の交通捜査 840円 ・交通整理 460円 その他の道路 ・夜間の交通捜査 840円 ・昼間の交通捜査 560円 ・交通整理 310円 |
| 8号 警ら作業 | 当該作業に専従する職員として登録した者 | 警ら作業 | 日額 340円 |
| 11号 看守作業 | 当該作業に従事する職員 | 看守作業 | 日額 250円 |
| 12号 立入検査作業 | 当該作業に従事する職員で本部長が指定する者 | 火薬類又は高圧ガスの取締りのための立入検査の作業 | 日額 280円 |
| 13号 潜水作業 | 当該作業に従事する機動隊員又は当該作業に必要な技術を有する職員で本部長が指定する者 | 潜水作業 | 日額 450円 |
| 14号 災害救助作業、 救助作業 | 当該作業に従事する職員又は当該作業に必要な技術を有する職員で本部長が指定する者 | 危険を伴う救助作業 | 日額 ・災害現場における災害救助 840円 (立入禁止区域内等で行う場合 840円加算) ・その他 450円 |
| 15号 死体取扱作業 | (1) 当該作業に専従する職員として登録した者 (2) 当該作業に従事する職員 ((1)を除く。) | (1) 検視及び解剖立会の作業 (2) 死体取扱作業 | (1) 日額 3,200円 (2) 日額 ・解剖補助及び損傷著しい死体取扱い 3,200円 ・その他 1,600円 |

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
|---------------------|-------------------------|---|---|
| 16号の2 国際緊急援助活動業務 | 当該業務に従事する職員で本部長が指定する者 | 国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国際緊急援助活動業務 | 日額 4,000円 (心身に著しい負担の場合2,000円以内で加算) |
| 16号の3 警護等作業 | (1) 当該作業に専従する職員として登録した者 | (1) 側近警衛又は身辺警護の作業 | (1) 日額 天皇等の警衛 1,150円 その他の警護対象者の警護 640円 |
| | (2) 当該業務に従事する職員 | (2) 核原料物質等を輸送する車両に追従し、又は先導して行う輸送警備作業 | (2) 日額 640円 |
| 17号 夜間特殊業務 | 当該業務に従事する職員で本部長が指定する者 | 正規の勤務時間による勤務が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる業務 | 深夜の全部 1回 1,100円 深夜の一部 2時間以上 1回 730円 2時間未満 1回 410円 |
| 18号 爆発物処理等作業 | (1) 当該業務に従事する職員として登録した者 | (1) 爆発物又はその疑いのある物の処理作業 | (1) 1件 5,200円 |
| | (2) 当該業務に従事する職員 | (2) 特殊危険物質等に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動又は容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等に係る作業 | (2) ・特殊危険物質等が発散又は漏えいしている現場において行う作業 1件 4,600円 ・特殊危険物質等が発散又は漏えいするおそれのある現場において行う作業 1件 2,600円 |
| | (3) 当該業務に従事する職員 | (3) 特殊危険物質による被害の危険がある区域内で行う作業(2)を除く。 | (3) 1件 250円 |
| 22号 航空従事者の業務 | 当該業務に従事する職員として登録した者 | 航空従事者の業務 | (1) 事業用操縦士 月額 92,200円 (搭乗した場合1時間につき3,400円加算) (2) 自家用操縦士 月額 67,600円 (搭乗した場合1時間につき3,400円加算) (3) 航空整備士 月額 27,100円 (搭乗した場合1時間につき2,200円加算) |

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
|-------------------|-------------------------|--|--|
| 23号 航空機搭乗作業 | 当該作業に従事する職員（22号の業務を除く。） | 航空機に搭乗して行う作業 | 1時間 1,900円 (航空機から降下して行う作業は1日870円加算) |
| 25号 緊急呼出夜間処理作業 | 当該作業に従事する職員のうち本部長が指定する者 | 突発的に発生した事件・事故に伴い、正規の勤務時間以外の時間に緊急の呼び出しを受け、夜間における犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業、鑑識・鑑定作業、交通捜査作業及び爆発物処理等の作業 | 1回 1,240円 |

【兵庫県人事委員会の業務の運営の状況】

I 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会では、平成18年10月12日、県議会議長及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は以下のとおりである。

(1) 公民給与の比較方法の見直し

ア 月例給

(7) 比較対象企業規模

従来の「100人以上」から「50人以上」に変更した。

(4) 比較対象従業員

- ・ライン職の民間役職者の要件を変更した。(報酬：構成員30人以上→構成員20人以上)
- ・上記要件変更後のライン職の役職者と同等のライン職の役職者及びスタッフ職も対象に加えた。

(9) 比較における対応関係

給与構造改革による給料表の職務の級の新設・統合に伴い、対応関係を整理した。

イ 特別給（ボーナス）

比較対象企業規模を、従来の「100人以上」から「50人以上」に変更した。

(2) 職員の給与等

ア 職員の給与等

給与勧告の対象とされている職員約56,000人について「平成18年職員給与実態調査」を実施した。

(7) 平均給与月額（平成18年4月1日現在）

職員の平均給与月額は、給料395,506円、扶養手当10,877円、地域手当32,998円、その他手当34,777円、計474,158円となっている。

(4) 職員数及び職員構成（平成18年4月1日現在）

職員は、総数55,811人、平均年齢43.6歳、平均経験年数21.7年となっている。

【表1】職員の給料表別平均給与額

(平成18年4月1日)

| 給料表 | 1人当たり平均給与月額 | | | | | | | |
|----------|---------------------|--------|--------|-------|--------|--------|---------|---------|
| | 給 料 | 扶養手当 | 地域手当 | 住居手当 | 通勤手当 | 管理職手当 | その他の手当 | 計 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 行政職 | 365,190 | 11,338 | 31,719 | 4,726 | 14,864 | 8,888 | 3,220 | 439,945 |
| 研究職 | 431,267 | 15,048 | 35,016 | 5,750 | 18,028 | 11,242 | 3,148 | 519,499 |
| 医師・歯科医師職 | 554,966 | 14,629 | 64,985 | 4,200 | 16,874 | 73,661 | 166,554 | 895,869 |
| 看護職 | 365,104 | 5,925 | 37,095 | 5,481 | 8,845 | 2,506 | 22,811 | 447,767 |
| 警察職 | 357,709 | 14,406 | 32,454 | 4,192 | 14,969 | 1,339 | 10,044 | 435,113 |
| 大学教育職 | (12,851) 491,677 | 12,729 | 38,567 | 8,456 | 13,630 | 3,799 | 616 | 569,475 |
| 高等学校教育職 | (22,626) 430,668 | 12,021 | 34,207 | 4,752 | 10,671 | 2,950 | 23,282 | 518,552 |
| 中・小学校教育職 | (16,191) 410,664 | 8,590 | 33,163 | 4,324 | 7,855 | 5,657 | 17,612 | 487,864 |
| 任期付研究員 | 336,000 | 0 | 33,600 | 0 | 0 | 0 | 5,320 | 374,920 |
| 特定任期付職員 | 852,000 | 0 | 85,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 937,200 |
| 一般任期付職員 | 242,600 | 0 | 12,130 | 0 | 16,505 | 0 | 0 | 271,235 |
| 計 | (10,747) 395,506 | 10,877 | 32,998 | 4,486 | 11,143 | 5,017 | 14,131 | 474,158 |

(注) 給料の欄の()内は、「給料の調整額」及び「教職調整額」を内書で示している。

【表2】給料表別職員数等

(平成18年4月1日)

| 項目 | 給料表 行政職 | 研究職 | 医師・ 歯科 医師職 | 看護職 | 警察職 | 大学 教育職 | 高等 学校 教育職 | 中・小 学校 教育職 | 任期付 研究員 | 特定 任期付 職員 | 一般 任期付 職員 | 計 |
|----------|------------|------|------------------|------|--------|-----------|-----------------|------------------|------------|-----------------|-----------------|--------|
| 人員(人) | 10,362 | 284 | 35 | 53 | 11,306 | 549 | 8,536 | 24,683 | 1 | 1 | 1 | 55,811 |
| 平均年齢(歳) | 43.3 | 45.8 | 50.9 | 44.6 | 40.1 | 47.1 | 45.8 | 44.5 | 29.0 | 63.0 | 33.0 | 43.6 |
| 平均経年数(年) | 21.9 | 23.0 | 26.3 | 24.2 | 19.6 | 23.4 | 23.1 | 22.1 | 7.0 | 39.0 | 7.0 | 21.7 |

(3) 民間の給与等

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所1,870のうちから抽出した366の事業所を対象に「平成18年職種別民間給与実態調査」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者76職種、約17,000人について、平成18年4月分の給与月額等を調査した。

(4) 職員の給与の改定等

ア 公民較差(行政職)

| 区分 | 民間従業員の給与 (A) | 職員の給与 (B) | 較差 (A) - (B) |
|-----------|-----------------|--------------------------|---|
| 金額 (率) | 426,906円 | 426,994円 [428,021円] | △88円 (△0.02%) [△1,115円] (△0.26%) |

[] 内は管理職手当の減額措置がないものとした場合

| | |
|---------------------|--------------------|
| (参) 比較方法の見直しを行わない場合 | 4,651円 (+1.09%) |
|---------------------|--------------------|

(注) 1 (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 本県においては、職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)附則第24項により、管理職手当を100分の10減額している。

イ 給与の改定等

(7) 月例給

公民較差は極めて小さく、給料表改定が困難であり、諸手当についても、民間の支給状況とおおむね均衡していることから、平成18年は月例給の改定を見送った。

(4) 特別給

民間の年間支給割合4.44月分は、職員の年間支給月数4.45月分とおおむね均衡していることから、改定を見送った。

(参考) 比較方法の見直しを行わない場合：民間の年間支給割合4.50月分

(5) 扶養手当の改定(実施時期：平成19年4月1日)

少子化対策を推進している状況を考慮し、国に準じて改定を行う必要がある。

・3人目以降の子等の支給月額を1,000円引上げ(現行5,000円→6,000円)

(1) 特殊勤務手当

平成17年度に大幅な見直しが行われたところであるが、今後とも、手当ごとの業務の実態等を精査して所要の見直しを図るため検討を進める必要がある。

(5) 給与構造の改革

平成18年度から実施している給与構造の改革について、引き続き、次のとおり検討を行うとともに、所要の措置を講じる必要がある。

ア 地域手当の検討

国においては、支給割合の改定を段階的に実施し、平成22年度に完成させることとしている。本県においては、引き続き、国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して、支給割合について検討する必要がある。

イ 管理職手当の定額化の検討

管理職員の職務・職責が端的に反映できるよう、民間企業において役付手当が定額化されている実態も踏まえ、国及び他の都道府県の動向に留意しつつ、本県の実情を踏まえ、管理職手当の定額化について、検討する必要がある。

ウ 職務・職責に応じた給料表の改定等

(7) 高等学校及び中学校・小学校教育職給料表（実施時期：平成19年4月1日）

校内のコーディネーター及び地域や関係機関との連絡調整等を行うため、新たに主幹教諭の職が設置されることに伴い、現行の給料表の2級と3級の間に新たな級を設置し、各級を再編する。

(4) 看護職及び警察職給料表の検討

職務・職責に応じた給与制度の構築という観点から、国や他の都道府県の状況を踏まえて、今後、必要な検討を進める。

(5) 医師職に対する給与等の措置

医師確保が困難になる状況にあることから、本県に勤務する医師の給与等の措置について、国、他の都道府県及び民間の状況を踏まえ、検討する必要がある。

エ 勤務実績の給与への反映

平成17年に、国の制度改革、他の都道府県の動向に配慮しつつ、各任命権者と職員団体をはじめとする関係者が十分に協議し、取り組む必要があると報告したところであり、引き続き取り組む必要がある。

(6) 勤務環境の整備

ア 育児のための短時間勤務制度の導入等

人事院は、育児のための短時間勤務制度の導入に関して、立法措置を行うよう意見の申出を行った。本県においても、関係法令の改正を受け、適切に対応する必要がある。

イ 自己啓発等休業制度の導入

人事院は、自己啓発等休業制度の導入に関して、立法措置を行うよう意見の申出を行った。本県においては、関係法令の改正を受け、現行制度との整合性を図りながら、適切に対応する必要がある。

ウ 職員の勤務時間及び休暇制度

- ・勤務時間及び休暇制度については、現行制度の所要の点検を行い、国や他の都道府県の動向を考慮しつつ、適切な対応を図る必要がある。
- ・超過勤務の縮減に一層取り組む必要がある。
- ・人事院は、職員の週所定勤務時間について必要な検討を進めるとしており、本県においても民間企業の動向や国における検討状況を注視していく必要がある。
- ・年次休暇の取得促進について引き続き取り組んでいく必要がある。

エ 職員の健康管理

- ・職員の心身の健康対策については、今後とも引き続き、取組を充実強化していく必要がある。
- ・相談窓口を訪れることができるような雰囲気づくりや心の健康に対する理解を深めることが

必要である。

- ・特に職場における配慮を要する職員については、所属長と産業医、主治医が連携して、健康管理や人事管理を行うことも有効と考えられる。
- ・良好な勤務環境を作ることが職員の心の健康保持の第一歩であると考えられることから、各任命権者において、適切な対応が図られるよう配慮する必要がある。

オ 職員の大量退職への対応

団塊の世代等の大量退職時代を迎え、長期的な観点から職員の採用を計画的に行うとともに、長年培われた職員の経験、知識、技能等を活用することも組織の活力を維持する上で重要であることから、適切に対応する必要がある。

Ⅱ 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の採用について

ア 競争試験による採用

職員の採用は、人事委員会が実施する競争試験により行うことが原則であり、本県では上級職、中級職及び初級職に区分して実施している。

平成18年度の受験者数は、計2,669人（上級職1,733人、中級職49人、初級職392人、上級職（経験者）495人）となっている。

(7) 平成18年度の各競争試験の特徴と傾向

a 上級採用試験

全体では受験者数1,733人に対し、最終合格者数は158人で、競争率は前年度を6.0ポイント下回る11.0倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合が50.0%となり、過去最高であった平成16年度より6.5%増加した。

このうち一般事務職では818人が受験し、最終合格者数は51人、競争率は前年度に比べ、9.3ポイント減の16.0倍となった。

なお、一般事務職については、今回の試験から、第2次試験の個別面接において、若手、幹部職員による面接に加え、中堅職員による面接を実施した。

b 中級採用試験

全体では受験者数49人に対し、最終合格者数は6人で、競争率は前年度を2.9ポイント上回る8.2倍となった。

c 初級採用試験

全体では受験者数392人に対し、最終合格者数は22人で、競争率は前年度を1.4ポイント上回る17.8倍となった。

このうち一般事務職では188人が受験し、最終合格者数は8人、競争率は前年度に比べ5.5ポイント増の23.5倍となった。

なお、今回の試験から、第1次試験において、初級事務系職種で実施していた事務適性試験を廃止した。

d 経験者採用試験（上級）

全体では受験者数495人に対し、最終合格者数は10人で、競争率は前年度を26.9ポイント上回る49.5倍となった。

このうち一般事務職では397人が受験し、最終合格者数は5人、競争率は前年度に比べ、56.2ポイント増の79.4倍となった。

(イ) 平成18年度の各競争試験の日程

| 区分 | 受付期間 | 第1次 試験日 | 第1次 試験地 | 第2次 試験日 | 第2次 試験地 | 最終合格 発表日 |
|-----------------|---|------------|-------------------|---|------------|-------------|
| 上級採用試験 | 〈インターネット〉 18. 5. 23 ～18. 6. 2 〈郵送〉 18. 5. 23 ～18. 6. 7 〈持参〉 18. 5. 23 ～18. 6. 12 | 18. 6. 25 | 神戸市 | 18. 7. 18 ～18. 8. 14 のうち指定 する2日 | 神戸市 | 18. 8. 25 |
| 中級採用試験 | 〈インターネット〉 18. 8. 15 ～18. 8. 28 〈郵送〉 18. 8. 15 ～18. 9. 1 〈持参〉 18. 8. 15 ～18. 9. 7 | 18. 9. 24 | 神戸市 姫路市 豊岡市 | 18. 10. 30 ～18. 11. 2 のうち指定 する1日 | 神戸市 | 18. 11. 14 |
| 初級採用試験 | | | | | | |
| 経験者採用試験 (上級) | 〈インターネット〉 18. 12. 5 ～18. 12. 14 〈郵送〉 18. 12. 5 ～18. 12. 20 〈持参〉 18. 12. 5 ～18. 12. 26 | 19. 1. 7 | 神戸市 東京都 | 19. 1. 27 ～19. 1. 28 のうち指定 する1日 | 神戸市 | 19. 2. 13 |

(ウ) 平成18年度の各競争試験の受験資格・試験方法

| 区分 | 受験資格 | 試験方法 |
|---------------------|---|---|
| 上級 採用試験 | <p>1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳～27歳（平成19年4月1日現在） ただし、保健師（一般・警察）は21歳～27歳、児童福祉司は22歳～34歳、 獣医師は24歳～34歳 イ 21歳（平成19年4月1日現在） 以下の者で、4年制大学等を平成19年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者</p> <p>2 保健師（一般・警察）、薬剤師、栄養士、児童福祉司、環境科学職、獣医師、学校栄養職にあつては、免許・資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。</p> | <p>第1次試験 ・教養試験 択一式45題（一部選択解答制） 2時間30分 ・専門試験 事務系職種 択一式50題 2時間 技術系職種 択一式40題 2時間 ・論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>第2次試験 ・口述試験 一般事務職 （個別面接①、個別面接②、個別面接③及びプレゼンテーション試験） 一般事務職以外の職種 （個別面接①、個別面接②）及びプレゼンテーション試験 ・適性検査</p> |
| 中級 採用試験 | <p>1 診療放射線技師 21歳～26歳（平成19年4月1日現在）</p> <p>2 土木職、学校栄養職 20歳～25歳（平成19年4月1日現在）</p> <p>3 土木職及び学校栄養職にあつては、大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した者又は卒業する見込みの者などその在学期間が2年を超える者を除く。</p> <p>4 土木職以外の職にあつては、免許取得者（取得見込者を含む。）に限る。</p> | <p>第1次試験 ・教養試験 択一式50題 2時間 ・専門試験 択一式40題 2時間 ・論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>第2次試験 ・口述試験（個別面接①、個別面接②） ・適性検査</p> |
| 初級 採用試験 | <p>18歳～24歳（平成19年4月1日現在） ・大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した者又は卒業する見込みの者などその在学期間が2年を超える者を除く。 ・定時制・通信制高校在学中の者（既に高卒以上の学歴を有する者を除く。）に限り、18歳～30歳の者。</p> | <p>第1次試験 ・教養試験 択一式50題 2時間 ・専門試験 技術系職種 択一式40題 2時間 ・論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>第2次試験 ・口述試験（個別面接①、個別面接②）</p> |
| 経験者 採用試験 （上級） | <p>28歳～34歳（平成19年4月1日現在）</p> | <p>第1次試験 ・一般常識試験 択一式40題 2時間 ・論文試験 2題 各900字 2時間</p> <p>第2次試験 ・口述試験（個別面接①、個別面接②）及びプレゼンテーション試験 ・適性検査</p> |

(I) 平成18年度の各競争試験の実施状況

| 試験区分 | 職 種 | 採 用 予 定 数 | 申 込 者 数 | 第1次試験 | | 第 2 次 試 験 受 験 者 数 | 最 合 格 者 数 : B | 競 争 率 (A/B) | 採 用 者 数 | 辞 退 者 数 | |
|-------|---------|--------------|---------|-------------|---------|-------------------------|------------------|----------------|------------|------------|---|
| | | | | 受 験 者 数 : A | 合 格 者 数 | | | | | | |
| 上 | 一般事務職 | 45人 | 1,076人 | 818人 | 154人 | 129人 | 51人 | 16.0倍 | 45人 | 6人 | |
| | 警察事務職 | 12 | 184 | 147 | 45 | 44 | 15 | 9.8 | 13 | 2 | |
| | 教育事務職 | 5 | 92 | 77 | 18 | 18 | 6 | 12.8 | 6 | 0 | |
| | 保健師 | (一般) | 2 | 37 | 32 | 6 | 6 | 2 | 16.0 | 2 | 0 |
| | | (警察) | 1 | 8 | 6 | 4 | 4 | 1 | 6.0 | 1 | 0 |
| | 薬剤師 | 9 | 75 | 47 | 27 | 21 | 9 | 5.2 | 9 | 0 | |
| | 栄養士 | 2 | 86 | 72 | 6 | 6 | 2 | 36.0 | 2 | 0 | |
| | 児童福祉司 | 3 | 61 | 48 | 9 | 8 | 3 | 16.0 | 3 | 0 | |
| | 心理判定員 | 3 | 59 | 50 | 12 | 9 | 4 | 12.5 | 4 | 0 | |
| | 環境科学職 | 6 | 38 | 30 | 19 | 17 | 6 | 5.0 | 5 | 1 | |
| | 農学職 | 5 | 77 | 52 | 18 | 18 | 6 | 8.7 | 6 | 0 | |
| | 農業土木職 | 2 | 19 | 11 | 6 | 4 | 2 | 5.5 | 2 | 0 | |
| | 林学職 | 2 | 28 | 19 | 6 | 6 | 2 | 9.5 | 2 | 0 | |
| | 水産職 | 1 | 20 | 11 | 4 | 4 | 1 | 11.0 | 1 | 0 | |
| 獣医師 | 8 | 18 | 12 | 12 | 11 | 10 | 1.2 | 9 | 1 | | |
| 級 | 土木職 | (一般土木) | 15 | 107 | 78 | 48 | 45 | 16 | 4.9 | 15 | 1 |
| | | (造園) | 1 | 8 | 3 | 2 | 2 | 1 | 3.0 | 0 | 1 |
| | 建築職 | 5 | 28 | 22 | 15 | 15 | 5 | 4.4 | 4 | 1 | |
| | 機械職 | 2 | 12 | 9 | 7 | 6 | 3 | 3.0 | 3 | 0 | |
| | 電気職 | 2 | 12 | 9 | 6 | 4 | 2 | 4.5 | 1 | 1 | |
| | 小中学校事務職 | 9 | 102 | 85 | 26 | 23 | 9 | 9.4 | 7 | 2 | |
| | 学校栄養職 | 2 | 116 | 95 | 6 | 6 | 2 | 47.5 | 2 | 0 | |
| | 計 | 142 | 2,263 | 1,733 | 456 | 406 | 158 | 11.0 | 142 | 16 | |
| 中 | 診療放射線技師 | 3 | 23 | 21 | 6 | 6 | 3 | 7.0 | 3 | 0 | |
| | 土木職 | 2 | 7 | 7 | 5 | 5 | 2 | 3.5 | 1 | 1 | |
| | 学校栄養職 | 1 | 24 | 21 | 3 | 3 | 1 | 21.0 | 1 | 0 | |
| | 計 | 6 | 54 | 49 | 14 | 14 | 6 | 8.2 | 5 | 1 | |
| 初 | 一般事務職 | 8 | 233 | 188 | 26 | 25 | 8 | 23.5 | 7 | 1 | |
| | 警察事務職 | 4 | 100 | 81 | 12 | 11 | 4 | 20.3 | 3 | 1 | |
| | 教育事務職 | 1 | 18 | 16 | 3 | 3 | 1 | 16.0 | 1 | 0 | |
| | 土木職 | 1 | 10 | 6 | 3 | 3 | 1 | 6.0 | 1 | 0 | |
| | 小中学校事務職 | 8 | 133 | 101 | 24 | 22 | 8 | 12.6 | 2 | 6 | |
| | 計 | 22 | 494 | 392 | 68 | 64 | 22 | 17.8 | 14 | 8 | |
| 経(上級) | 一般事務職 | 5 | 529 | 397 | 16 | 16 | 5 | 79.4 | 5 | 0 | |
| | 土木職 | 5 | 117 | 98 | 15 | 14 | 5 | 19.6 | 4 | 1 | |
| | 計 | 10 | 646 | 495 | 31 | 30 | 10 | 49.5 | 9 | 1 | |
| 合 | 計 | 180 | 3,457 | 2,669 | 569 | 514 | 196 | 13.8 | 170 | 26 | |

イ 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要がある職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を行っている。

また、医師・歯科医師職1～2級、看護職1～3級、警察職1級の職員の選考による採用の権限は、各任命権者に委任している。

(7) 採用選考実施状況（職級別：職級毎の主な職については、66 ページを参照）

人事委員会が平成18年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

a 行政職

(人)

| 任命権者 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 | 特10級 | 計 |
|-------|------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|------|------------|
| 知事部局 | (6) 6 | 1 | 2 | 1 | 2 | 4 | 3 | 0 | 0 | 0 | (6) 19 |
| 教育委員会 | (3) 3 | 0 | 23 | 2 | 17 | 18 | 6 | 0 | 0 | 0 | (3) 69 |
| 警察本部 | (1) 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | (1) 3 |
| 病院局 | (4) 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | (4) 4 |
| 計 | (14) 14 | 1 | 25 | 3 | 21 | 22 | 9 | 0 | 0 | 0 | (14) 95 |

b 研究職

(人)

| 任命権者 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 計 |
|------|----|----------|----|----|----|----------|
| 知事部局 | 0 | (1) 1 | 0 | 0 | 0 | (1) 1 |
| 警察本部 | 0 | (1) 1 | 0 | 0 | 0 | (1) 1 |
| 計 | 0 | (2) 2 | 0 | 0 | 0 | (2) 2 |

c 医師・歯科医師職

(人)

| 任命権者 | 3級 | 4級 | 計 |
|------|----|----|----|
| 病院局 | 22 | 11 | 33 |

d 警察職

(人)

| 任命権者 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 警察本部 | 3 | 19 | 7 | 13 | 4 | 0 | 46 |

※ () 内は公募による採用選考試験により選考を行った者を内書きした。

平成17年度実施の採用選考試験合格者で、平成18年度に当該免許を取得した者1名を含む。

※ 次表(イ)の合格者数17名のうち、辞退者及び平成19年度に当該資格を取得した精神保健福祉相談員1名を除く15名について、平成18年度に選考を行った。

(イ) 平成18年度職員採用選考試験実施状況

| 実施日 | 職種 | 区分 | 採用 予定 者数 | 受験 者数 | 合格 者数 | 採用 者数 | 辞退 者数 |
|---|-------------------|----|----------------|----------|----------|----------|----------|
| 18. 9. 11 (一部職種は18. 9. 11 及び18. 10. 20) | 精神保健福祉相談員 | 上級 | 2 | 55 | 2 | 2 | 0 |
| | 職業訓練指導員 (建築系学科) | " | 1 | 7 | 1 | 1 | 0 |
| | 学芸員 (日本近現代美術) | " | 1 | 13 | 1 | 1 | 0 |
| | 理化学職 (物理) | " | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | 理化学職 (法医) | " | 1 | 35 | 1 | 1 | 0 |
| | 臨床工学技士 | 中級 | 2 | 29 | 2 | 2 | 0 |
| | 視能訓練士 | " | 2 | 18 | 2 | 2 | 0 |
| 18. 11. 22 | 事務職 (身体に障害のある人対象) | 初級 | 3 | 43 | 3 | 3 | 0 |
| 19. 2. 22 及び19. 3. 9 | 環境科学職 | 上級 | 2 | 34 | 2 | 2 | 0 |
| | 警察事務職 (情報管理員) | " | 1 | 8 | 1 | 1 | 0 |
| | 理化学職 (物理) | " | 1 | 8 | 0 | 0 | 0 |
| 19. 3. 6 及び19. 3. 15 | 産業技術職 (無機材料系) | 上級 | 1 | 14 | 1 | 1 | 0 |
| | 産業技術職 (有機材料系) | " | 1 | 14 | 1 | 0 | 1 |
| 合 計 | | | 19 | 282 | 17 | 16 | 1 |
| うち 上 級 | | | 12 | 192 | 10 | 9 | 1 |
| うち 中 級 | | | 4 | 47 | 4 | 4 | 0 |
| うち 初 級 | | | 3 | 43 | 3 | 3 | 0 |

(2) 職員の昇任について

本県では、職員の昇任はすべて選考により行っている。

なお、行政職3～5級、医師・歯科医師職2級、看護職2～3級、研究職2級、警察職2～3級の職員の選考による昇任の権限は、各任命権者に委任している。

ア 平成18年度の昇任選考の状況（職級別：職級毎の主な職については、66 ページを参照）

人事委員会が平成18年度に昇任選考を行った職員数は、次のとおりである。

(7) 行政職

(人)

| 任命権者 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 | 特10級 | ※その他 | 計 |
|-------|-----|-----|----|----|-----|------|------|-----|
| 知事部局 | 190 | 131 | 75 | 35 | 13 | 0 | 2 | 446 |
| 教育委員会 | 99 | 29 | 18 | 4 | 2 | 0 | 0 | 152 |
| 警察本部 | 10 | 8 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 議 会 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 監査委員 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 海 区 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 企 業 庁 | 5 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| 病院局 | 22 | 10 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 40 |
| 計 | 332 | 183 | 99 | 43 | 15 | 0 | 2 | 674 |

※その他・・・防災監、会計管理者

(i) 研究職

(人)

| 任命権者 | 3級 | 4級 | 5級 | 計 |
|------|----|----|----|----|
| 知事部局 | 4 | 9 | 8 | 21 |

(ii) 医師・歯科医師職

(人)

| 任命権者 | 3級 | 4級 | 計 |
|------|----|----|----|
| 病院局 | 13 | 14 | 27 |

(iii) 看護職

(人)

| 任命権者 | 4級 | 5級 | 計 |
|------|----|----|---|
| 病院局 | 5 | 3 | 8 |

(iv) 警察職

(人)

| 任命権者 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 計 |
|------|-----|----|----|----|-----|
| 警察本部 | 253 | 68 | 23 | 24 | 368 |

(参考)

行政職級表

| 級 | 該当の職 |
|------|---|
| 2級 | 定型的な業務を行う職 |
| 3級 | 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職 |
| 4級 | 主任の職など |
| 5級 | 主査、地方機関の課長補佐の職など |
| 6級 | 本庁の課長補佐及び係長の職、地方機関の課長の職など |
| 7級 | 本庁の室長、副課長及び主幹の職、地方機関の副参事、副所長及び主幹の職など |
| 8級 | 本庁の課長の職又は困難な業務を所掌する室長の職、地方機関の長の職または県民局の所長の職など |
| 9級 | 本庁の局長の職、困難な業務を所掌する地方機関の長の職又は県民局の副局長及び部長の職など |
| 10級 | 本庁の部長の職又は困難な業務を所掌する局長の職、県民局長の職など |
| 特10級 | 理事の職など |

研究職級表

| 級 | 該当の職 |
|----|--------------------------------------|
| 1級 | 上級の研究員の指導監督の下に補助的研究を行う職 |
| 2級 | 研究員の職など |
| 3級 | 試験研究機関の課長の職など |
| 4級 | 試験研究機関の長の職、高度の試験研究を行う試験研究機関の部の次長の職など |
| 5級 | 高度の試験研究を行う試験研究機関の長、次長及び部長の職など |

医師・歯科医師職級表

| 級 | 該当の職 |
|----|--|
| 1級 | 医療業務を行う職 |
| 2級 | 県立のじぎく療育センターの医長の職など |
| 3級 | 県立のじぎく療育センターの副院長の職、保健所長の職など |
| 4級 | 県立のじぎく療育センター院長の職、複雑、困難な業務を所掌する保健所長の職など |

看護職級表

| 級 | 該当の職 |
|----|------------------------|
| 1級 | 准看護師の職 |
| 2級 | 看護師の職など |
| 3級 | 県立のじぎく療育センターの看護長の職など |
| 4級 | 県立のじぎく療育センターの看護部次長の職など |
| 5級 | 県立のじぎく療育センターの看護部長の職など |

警察職級表

| 級 | 該当の職 |
|----|--------------------------------|
| 1級 | 巡査の行う職 |
| 2級 | 巡査長の行う職 |
| 3級 | 巡査部長の行う職 |
| 4級 | 警部補の行う職 |
| 5級 | 警部の行う職 |
| 6級 | 警視の行う職（次項に掲げる職を除く。） |
| 7級 | 警視の行う職のうち警察本部の課長の職及び警察署の署長の職など |

(3) 広報等の取り組みについて

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

ア 説明会の実施

(ア) 大学等での試験説明会

近畿の大学等に職員が出向き、試験制度や採用後の待遇、兵庫県政等について説明を行う試験説明会（学外者も参加可能）を、平成18年度は15か所で開催し、484名が参加した。

(イ) 職員ガイダンス

県庁周辺において、大学等での試験説明会の内容に加え、職種別の業務説明や職場見学も行う職員ガイダンスを、平成18年度については、3日間開催し、249名が参加した。

(ロ) その他

平成19年1月及び3月に、民間主催による企業就職説明会（大阪城ホール（2日間）、神戸サンボホール（1日間）、ハービスホール（2日間））に出展し、県政と県職員の魅力をPRした。

（5日間で608名参加）

イ 兵庫県ホームページ「採用試験ページ」への職員採用情報の掲載

- ・ 動画による知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や兵庫県に関する情報提供を行っている。平成18年度は約29万件のアクセスがあった。
- ・ 上級、中・初級、経験者採用試験及び身体に障害のある人を対象とした採用選考の受験申込書をダウンロードし、郵送又は持参により申し込めるようにしている。平成18年度はこれによる申込者数が1,215人で、申込者数全体の35.1%を占めた。また、本ホームページから兵庫県電子申請システムに接続し、インターネットによる受験申込が可能となっている。平成18年度はこれによる申込者が902人で、申込者数全体の25.7%を占めた。

Ⅲ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年人事委員会規則第15号）に基づき、人事委員会に対して行われた措置要求の平成18年度の処理状況は、次表のとおりである。

平成17年度からの繰り越しが1件、平成18年度における新規要求件数が2件であり、いずれも平成18年度中に終結している。

| 区 分 | 平成17年度末 (18.3.31) 係属件数 | 平成18年度 | | 平成18年度末 (19.3.31) 係属件数 |
|-------|------------------------------|--------|------|------------------------------|
| | | 新規要求件数 | 終結件数 | |
| 給 与 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| 勤務時間 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 休 暇 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| そ の 他 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 1 | 2 | 3 | 0 |

Ⅳ 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

不服申立審査規則（平成10年人事委員会規則第7号）に基づき、人事委員会に対して行われた不服申立ての平成18年度の処理状況は、次表のとおりである。

平成18年度中の新規申立件数は0件であり、前年度より係属していた事案の27件が終結している。

| 区 分 | 平成17年度末 (18.3.31) 係属件数 | 平成18年度 | | 平成18年度末 (19.3.31) 係属件数 | 平成18年度 口頭審理 開催回数 |
|------------------|------------------------------|--------|------|------------------------------|------------------------|
| | | 新規申立件数 | 終結件数 | | |
| 分 限 処 分 | 免 職 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 休 職 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 降 任 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 降 給 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 懲 戒 処 分 | 免 職 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 停 職 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 減 給 | 8 | 0 | 8 | 0 |
| | 戒 告 | 17 | 0 | 17 | 0 |
| そ の 他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 27 | 0 | 27 | 0 | 0 |